○国土交通省告示第七百十二号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第一号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年七月一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する告示

昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を次のように改正する。

表国営木曽三川公園の項を削り、同表中

淀川河川公園	大阪府守口市	園	路

を

淀川河川公園	大阪府守口市	園
滝野すずらん丘陵公園	札幌市	野外活動拠点施設	路

に改める。

○国土交通省告示第七百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
水晶滝川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県東かがわ市水主
一八九五番五　一号
一九九六番一　二号及び三号
一九九六番四　四号
二〇〇一番四　五号
二〇〇一番一　六号及び七号
二〇〇三番六　八号、十四号及び十五号
一九九九番　九号から十三号まで
二〇〇五番一　十六号から二十号まで
一七八六番　二十一号
一八六三番三　二十二号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大槍川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県東かがわ市五名
字西柳谷　一八二七番七
字北ノ谷　一八三三番
字大坂　一二六〇番一
、一二六一番
一二七七番一
一二七七番二
一二六八番地先水路敷
一二六六番二地先道路敷
一二六六番三地先道路敷
一二六六番三
一二六二番
一二六三番一
一二六七番二
一二六八番地先道路敷
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
裏谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を平成十二年建設省告示第千七百五十五号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県仲多度郡まんのう町生間
字大郡　三五二番
字裏谷　四三〇番一
四三四番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十二年建設省告示第千七百五十五号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県仲多度郡まんのう町生間
字裏谷　四六〇番二　一号
四六〇番二地先道路敷　二号
四三三番地先道路敷　三号
四三二番地先道路敷　四号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
平畑南川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線、標柱十二号と十三号を平成四年建設省告示第六百七十一号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十三号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県さぬき市津田町津田
字平畑　二九九六番五地先海浜地　一号
三〇九九番二地先水路敷　二号
二九九六番二　三号
二九九五番三　四号
三〇〇二番　五号
三〇〇六番一　六号及び七号
三〇〇六番二　八号
三〇一六番二　九号
三〇二一番四地先道路敷　十号
三〇二一番六地先道路敷　十一号
三〇二一番五地先道路敷　十二号
三〇三五番一　十三号
三〇三八番一　十四号
三〇三九番一　十五号
三〇四二番二　十六号及び十七号
三〇四四番　十八号及び十九号
三〇〇〇番二　二十号
三〇〇一番二　二十一号
三〇九三番地先道路敷　二十二号
三〇九七番一地先道路敷　二十三号及び二十四号
三一〇四番一　二十五号
三一〇〇番地先海浜地　二十六号
五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
釜ノ越川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を平成十四年国土交通省告示第百五十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県丸亀市広島町釜の越
字釜の越　三一〇五番三地先水路敷　一号
三一〇五番一　二号から八号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二号を平成十四年国土交通省告示第百五十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県丸亀市広島町釜の越
字釜の越　三一〇二番二　一号及び二号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十四年国土交通省告示第百五十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県丸亀市広島町釜の越
字釜の越　三一〇一番一　一号及び二号
三〇九八番　三号及び四号
ニ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十四年国土交通省告示第百五十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県丸亀市広島町釜の越
字平石　二九五八番二　一号から四号まで